

令和7年度第1回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日 時 令和7年8月21日（木）午後1時30分から3時40分まで

2 会 場 千葉市役所高層棟 2階 X L会議室 201・202

3 出席者

【委員】 植草委員、伊藤（文）委員、井上委員、清水委員、高梨委員、野口委員、初芝委員、森元委員、青木委員、武井委員、藤田委員、山下委員、眞智委員、駒野委員、岡本委員

※19人中15人の委員が出席

【事務局】

健康福祉部：白井部長

地域福祉課：中田課長、遠藤課長補佐、石原課長補佐、石川主査、押久保主査

保護課：岡野課長

地域包括ケア推進課：渡辺課長

健康推進課：亀井課長

市民自治推進課：矢田課長補佐

各区保健福祉センター 中央区：宮葉所長、花見川区：古川所長、若葉区：風戸所長、

緑区：鈴木所長、美浜区：内山所長

(関係者) ※千葉市社会福祉審議会条例第7条の規定による

千葉市社会福祉協議会：富田常務理事、土肥事務局次長、内山地域福祉推進課長

千葉市社会福祉協議会各区事務所 中央区：森所長、花見川区：吉田所長、

稲毛区：猪野所長、若葉区：中山所長、

緑区：打譯所長、美浜区：星崎所長

4 議 題

- (1) 分科会会长及び会長職務代理の選出について
- (2) 千葉市再犯防止推進計画に係る事業の推進状況について
- (3) 「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の令和6年度推進状況について
- (4) 重層的・包括的支援体制構築に係る進捗状況について
(福祉まるごとサポートセンター実績報告)

(5)「支え合いのまち千葉 推進計画（第6期千葉市地域福祉計画）」の方向性（案）について

5 会議の概要

(1) 分科会会长及び会長職務代理の選出について

会長として、委員の互選により、山下委員が選出され、承認を得た。

会長職務代理として、山下会長の指名により、初芝委員が選出され、承認を得た。

(2) 千葉市再犯防止推進計画に係る事業の推進状況について

事務局から資料1に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

(3)「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の令和6年度推進状況について

事務局から資料2及び資料3に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

(4) 重層的・包括的支援体制構築に係る進捗状況について

(福祉まるごとサポートセンター実績報告)

事務局から資料4に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

(5)「支え合いのまち千葉 推進計画（第6期千葉市地域福祉計画）」の方向性（案）について

事務局から資料5に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

6 会議経過

(1) 開会

○事務局（地域福祉課・石川主査）

大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第1回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の石川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、2点報告がございます。

1点目は、会議の成立と公開について、ご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となります。本日は、委員総数19人のうち15人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

2点目ですが、配付資料の確認と本日の流れの説明をさせていただきます。

お手元の次第をご覧ください。事前にお送りしたものから変更されておりますのでご了承願います。配付資料につきましては、下部をご覧いただき、ご確認をお願い申し上げます。資料につきましても、事前に送付させていただいたものから誤植等を若干修正しており、机上配付のものが正式なものとなります。

不足等がございましたら、事務局までお願ひいたします。

続きまして、本日の流れの説明をさせていただきます。

本日は議題が5件で、全体でおおむね2時間程度、15時半の終了を見込んでおります。

それでは、次第の2に入りたいと思います。開会にあたりまして、保健福祉局健康福祉部長の白井よりご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○事務局（白井部長）

皆様、こんにちは。健康福祉部長の白井と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また残暑の厳しい中、当分科会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より保健福祉行政はもとより、市政各般にわたりまして、多大なるご支援、ご協力をいただきしておりますことに感謝を申し上げます。いつも大変ありがとうございます。

本日は、社会福祉審議会の委員の改選後初めての分科会となっております。地域福祉専門分科会は、千葉市社会福祉審議会条例に基づきまして、地域福祉分野に係る専門の分科会といたしまして設置をしているものでございます。主なものといしましては、本日もご議論いただきます地域福祉計画をはじめといしまして、貧困対策アクションプラン、また、再犯防止推進計画に関することなど、まさに地域福祉の名のとおり、広範で多岐にわたる内容をご審議いただいておるところでございます。

さて本日は、各計画等の進捗状況のご報告の他、次期地域福祉計画の方向性につきましてご審議をいただきたいと考えてございます。

本市の地域福祉計画は、平成18年度にスタートをいたしました「花の都ちば支えあいプラン」を第1期の計画といしまして、現在は第5期計画の計画期間中でございます。地域福祉計画につきましては、委員の皆様方に、改定の度に様々なご意見を頂戴しながら策定を進めてきたところでございますけれども、この間、この地域福祉計画の立ち位置等も変わってきておりまして、平成29年の社会福祉法の改正では、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定める、いわゆる上位計画としての位置付けになったほか、令和2年の同法の改正では、包括的な支援体制の整備に関する事項が計画に盛り込むべき事項の1つとして掲げられるなど、時代の流れとともにこの地域福祉計画の位置付けや求められる内容等は変わってきております。

さらに地域に関わる課題につきましても、時の経過とともに変化をいたしまして、大変多岐にわたってきております。このことにつきましては、委員の皆様方も普段のそれぞれのご活動の中で感じていらっしゃることかと存じます。

これらのことから、令和9年度を初年度とする次期の地域福祉計画の策定につきましては、地域の実情や社会の動向などを踏まえながら計画策定を進めていく必要性があると考えておりますので、その認識を委員の皆様と共有いただきながら、忌憚のないご意見を頂戴したいと考えてございます。

それでは本日どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(3) 委員の紹介

○事務局（地域福祉課・石川主査）

続きまして、次第の3「委員の紹介」に入らせていただきます。

本日は、委員改選後初めての「地域福祉専門分科会」の開催となりますので、事務局からお手もとにございます名簿に沿って、当分科会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

地域福祉課長の中田でございます。

お手元の「委員名簿」の順に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立をお願いいたします。

千葉市議会議員・保健消防委員会 委員長 植草 豊 様

千葉県社会福祉士会事務局長 伊藤 佳世子 様

ですが、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

千葉市地域自立支援協議会会長 伊藤 文彦 様

千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表 井上 美穂子 様

千葉市民生委員児童委員協議会会长 清水 葉子 様

千葉市身体障害者連合会副会長 高梨 憲司 様

千葉市老人福祉施設協議会理事 野口 恒子 様

千葉市社会福祉協議会会长 初芝 勤 様

千葉市赤十字奉仕団本部委員長 森元 秩 様

千葉市ボランティア連絡協議会副会長 青木 みどり 様

千葉市医師会会长 大濱 洋一 様

ですが、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

千葉市町内自治会連絡協議会 第9地区会長 武井 雅光 様

千葉市青少年育成委員会会长会 会長 藤田 啓子 様

全国社会福祉協議会中央福祉学院主任教授 山下 興一郎 様

花見川区支え合いのまち推進協議会委員長 金子 建一郎 様

ですが、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長 真智 洋二 様

若葉区支え合いのまち推進協議会委員長 駒野 晴雄 様

緑区支え合いのまち推進協議会委員長 岡本 博幸 様

美浜区支え合いのまち推進協議会委員長 久保田 寅英 様

ですが、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

以上になります。

次に、事務局職員を紹介いたします。

先ほどご挨拶させていただきました、

保健福祉局健康福祉部部長の、白井 耕一でございます。

最後になりますが、私は、地域福祉課課長の、中田 裕之でございます。よろしくお願ひいたします。

その他の職員につきましては、恐れ入りますが、お手元の席次表で、紹介に代えさせていただきます。

紹介は以上でございます。

(4) 議題

①分科会会长及び会長職務代理の選出について

○事務局（地域福祉課・石川主査）

それでは、次に「次第4 議題（1）分科会会长及び会長職務代理の選出について」に移ります。本日は、委員改選後はじめての会議となりますので、分科会の会長を選出する必要がございます。会長の選出については、千葉市社会福祉審議会条例第8条第3項の規定により準用する第5条第2項により、互選により定めることとしております。

また、職務代理につきましては、同じく準用する条例第5条第4項により、会長があらかじめ指名することとなっております。

会長選出までの間、健康福祉部長が、仮議長を務めさせていただきたいと存じます。

白井部長、お願いします。

○事務局（白井部長）

それでは、会長が選任されるまでの間、私が当分科会の仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

さて、分科会の会長の選出については、ただいま事務局から説明ありましたとおり、互選によることとなっておりますので、自薦・他薦等がございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

○清水委員

これまでも、山下委員に会長にご就任いただいたおり、ご専門の見地からご指導くださいましたので、ぜひ今後もお願ひできればと存じます。

○事務局（白井部長）

ありがとうございます。

ただいま、清水委員から「山下委員を会長に」というご推薦をいただきました。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、ご異議が無いようですので、山下委員に当分科会の会長をお願いすることとし、以後の進行は山下会長にお願いいたします。私の仮議長としての役割はこれで終わりといたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局（地域福祉課・石川主査）

それでは、山下会長におかれましては席をお移りいただき、就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

○山下会長

山下でございます。

初めての方もいらっしゃるかと思います、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどの部長の挨拶にもありましたように、当分科会は議題が非常に多岐にわたっております。専門の分野の内容もあれば、十分に状況を理解するところから始める内容の議題もありますので、皆様のご意見をたくさんいただきながら、うまくまとめる事や課題を明確にする事ができるような進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（地域福祉課・石川主査）

山下会長、ありがとうございました。続きまして、分科会長職務代理の指名をお願いいたします。

○山下会長

それでは、僭越ながら、私の方から職務代理を指名させていただきます。

当分科会の趣旨を踏まえますと、分科会長職務代理には、地域福祉の中核的な推進を担っている千葉市社会福祉協議会の方が適任であると思いますし、これまでも当分科会の職務代理をいたしておりますので、実績経験が豊富でいらっしゃる初芝勤委員にお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございました。

それでは、初芝委員に職務代理をお願いしたいと存じます。初芝委員には、こちらの職務代理席にお移りいただき、就任のごあいさつをお願いいたします。

○初芝副会長

千葉市社会福祉協議会の初芝です。

引き続き、山下会長の補佐役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

②千葉市再犯防止推進計画に係る事業の推進状況について

○山下会長

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、これより「議題（2）千葉市再犯防止推進計画に係る事業の推進状況について」に入らせていただきたいと存じます。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(地域福祉課・遠藤補佐)

地域福祉課課長補佐の遠藤でございます。

「千葉市再犯防止推進計画の推進状況について」説明いたします。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

昨年度もこの計画について進捗状況を説明させていただきましたが、1年ぶりとなりますので、改めて千葉市再犯防止推進計画の概要について、簡単にご説明させていただきます。

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年に施行され明記されたもので、国や県も再犯防止推進計画を策定したことから、千葉市においても、令和4年度に策定をしました。

内容ですが、犯罪をした方等が地域の一員として孤立することなく、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるようにするために、関連する施策について推進していくことを記載した計画となっています。

千葉市再犯防止推進計画では、千葉市役所内の関係部署で取り組んでいる様々な事業のうち、再犯防止に資する事業について計画書に掲載しております、今回の資料はその掲載事業の令和6年度の実績等を記載したものになっております。

なお、こちらの事業ですが、あくまでも再犯防止に資する事業ですので、必ずしも再犯防止を目的として実施しているということではなく、広く市民一般を対象としている事業もございますのでご了承ください。

それでは、令和6年度の推進状況をご説明いたしますので、資料1を1枚おめくりいただき、「再犯防止に資する市の取組事業一覧総括表」をご覧ください。

ここでは、44の掲載事業を一覧にまとめており、それぞれの評価分類と、対応する評価を記載しております。

右下の枠のまとめをご覧ください。

まず定量評価ですが、「S」、「A」、「B」、「C」の4段階評価となっており、目標を上回ったSが4事業、概ね目標を達成したAが2事業となっています。

次に右側の定性評価ですが、「◎」、「○」、「△」、「×」の4段階評価となっており、目標を上回

った〇が 5 事業、概ね目標を達成した〇が33事業となっています。

次のページをお開きください。

ここからは取組の全 44 事業を、11 ページにわたり掲載しています。

千葉市再犯防止推進計画は、推進のために大きく 6 つの取組に分けております。

- ・就労・住居の確保のための取組、
- ・保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組、
- ・非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組、
- ・犯罪をした人などの特性に応じた支援等のための取組、
- ・民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組、
- ・国や民間団体等との連携を強化するための取組です。

これらの取組項目につきましては、再犯防止に資する取組を記載しておりますが、先ほども申したとおり、犯罪をした人等に限定しない取組も多くございます。それらの事業は、犯罪をした人等にとって、地域で暮らしていくうえで役立つ取組みであると考えておりますが、これらの取組みは、そもそも犯罪をした人等と認識して支援するものではなく、犯罪をした人等に関する実績のみを抽出することが難しいといった事情もあることから、表現としては事業全体の取組内容や実績となっていることをご了承いただければと存じます。

各事業の説明ですが、時間の制約もございますので全ての項目ではなく、再犯防止に関係が深く、昨年度と実施状況が異なる事業をご説明させていただきます。

まずは 4 ページ、No.12 の「居住支援協議会との連携」をご覧ください。

犯罪をした人等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のため、令和 2 年度に作成した「緊急連絡を得られない人のための家賃債務保証会社一覧」及び「家賃債務保証以外のサービスを提供する居住支援法人一覧」の更新を行い、掲載内容を精査しました。

次に 5 ページ、No. 16 の「重層的・包括的相談支援体制の構築」をご覧ください。

昨年度に引き続き、福祉まるごとサポートセンターにおいて、労役中の人、刑務所から出所する予定の人、被疑者段階の人の相談・支援を行いました。

また、これまで県内の帰住希望者に関しては千葉県が支援者へ同行していましたが、県と協議の上、昨年度は千葉市への帰住希望者の訪問に千葉市も立ち会いました。今後も千葉市への帰住希望者の訪問に同行する方向で県と調整しております。

続きまして、9 ページをご覧ください。

更生保護関係の活動への支援としましては、No. 39 の「市職員等に対する保護司への参加の促進」について、こちらは定年延長により定年退職者向けではありませんでしたが、シニアステージ研修という再任用職員向けの研修において保護司の案内をさせていただきました。

次に、同ページ No.41 「市職員への再犯防止にかかる意識醸成」についてです。

令和 6 年度は、関係機関への理解促進、という観点から、市原青年矯正センターのご協力のもと、市役所職員を対象にセンターの見学会を実施しました。

最後に、11 ページ No. 44 「関係機関・団体との連携」についてです。

令和6年度は6月に「千葉市再犯防止に係るネットワーク会議」を開催し、本計画の進捗状況の報告に関する意見交換を行ったほか、事例共有を行うことで、関係機関同士の相互理解を深めるとともに、関係性の一層の強化に努めました。

なお、今年度に関しましても、6月に第1回会議を開催済みでございます。今後は構成機関の皆様のご意見を伺いながら、次期計画の検討をしてまいりたいと考えております。

個々の事業における計画推進状況に関する説明は以上でございます。

先ほども申し上げましたとおり計画掲載事業全体としましては、「全て推進している」と考えておりますが、まだまだこれからというものもございますので、引き続き、計画掲載事業を着実に取り組んでまいりますとともに、府内の関係課や外部の関係団体の皆様と連携させていただきながら、再犯防止を推進してまいりたいと考えております。

また、本計画の期間は令和8年度までございますので、令和9年度からの次期計画策定に向け、府内の関係課や外部の関係団体の皆様と調整を図ってまいる所存です。

私からの説明は以上でございます。

○山下会長

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。

挙手の上、発言をお願いします。

○井上委員

依存症の中で、スマホで盗撮するなど性犯罪が多くなっており、なかなか立ち直れないということをお聞きします。アルコールやドラッグの更生プログラムはありますが、そういった方に対するプログラムは何かあるのでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

性犯罪につきましては、刑務所等の矯正施設でそのようなプログラムがあり、少しずつ進んでいるという話は聞いてますが、市の施策として実施しているものはございません。性犯罪や窃盗などの依存はなかなか難しいというのが現状かと考えております。

○山下会長

性犯罪となると少し狭くなってしまいますが、ジェンダーや性被害などについては男女共同参画部門等でもないのでしょうか。こちらの資料の中で、各No.に事業名を入れてくださっていますが、再犯防止のためだけの事業でなければ、性被害やそれらに関連する事項もあるのではないか、といったご意見と受け止めていただければと思います。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

特別なプログラムというわけではありませんが、例えば依存症支援者に向けた研修をこころの

健康センターで実施しております。ただ、性犯罪対策に絞って市の事業として実施しているものはございません。

○山下会長

再犯を防止するということだけではなく、もう少し広げたところで、性暴力や性被害などのへ知識も重要ではないかといったご指摘だと思います。

○武井委員

定量評価をしてる事業の目標値についてお聞きします。まず7ページのNo.25についてです。細かいところまで出していただいているが、令和7年度の目標値が令和6年度の実績値を下回っています。令和7年度の目標値は少なくとも600件くらいに設定するべきだと思いますし、昨年度も同様であったと思いますので、定量評価の目標値の設定の考え方を教えていただきたい。また、5ページのNo.19については、定量評価にもかかわらず令和7年度の目標値が設定されていません。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

目標値につきましては、計画策定時に設定したものであり、計画期間中は変更しておりませんので、そのような状況となっております。次期計画の策定に当たりましては、その辺りを確認しながら進めていきたいと考えております。また、いただいたご意見につきましては、担当課に周知させていただきます。

○武井委員

6ページのNo.22については、取組内容にあります当初の最終目標値である令和8年度の目標値を十分達成できるということで、その目標値を令和6年度も令和7年度も設定しています。少なくともそのぐらいのことはするべきではないでしょうかという質問です。

○山下会長

No.25について、相談件数500件以上を目標値とし、実績が1,268件と定量評価的には上回っている状況で、令和8度以降をどうするかですが、この事業に500件、600件程度の予算を組んでいて、それを上回る相談件数となっているとなると、現場で働く方のオーバーワークになっているといった評価の仕方もできます。簡単にその数値を上げるのではなく、働く人たちのサポートなども含めて評価を見ていくことも重要です。担当課と確認しながら作成して欲しいと思います。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

担当課と相談してみたいと思います。

○武井委員

そうしていただければと思います。また定量評価で目標値が入ってないところもありますので、そのあたりも含めて、修正できるところは修正いただければと思います。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

併せて確認させていただきます。

○山下会長

定量評価については数値で見て、さらに内容的にも見ていくのが計画では重要です。数値が上がったこと自体、相談が広がったという要素と、課題解決や色々な機関とネットワークを組んでいくといった体制に及ぶことですので、数量だけで評価しにくい施策になると認識するのが事務局としては妥当かと思います。

○藤田委員

再犯率の増加防止が目的ですので、実際にどれぐらいその効果が出ているのか、再犯率がどれだけ下がっているのか、実際下がっていた場合はどの施策が効いていたのか、といった見方が正しいのではないかと思います。定量評価・定性評価の評価方法については今まで何度も議論がありましたが、果たして相談数が増えていることがいいことなのか、考え方が逆ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

現状、再犯防止施策は自治体だけでできるものではないというところで、国・県・市・再犯防止に関わる団体等が連携しながら施策をしていくことが大事であると思っております。その中で、市の施策が再犯防止にどれ程効果があったのかという数値を出すことが難しく、目標値を上げることが再犯防止に直結しないというところは、おっしゃるとおりだと思っております。

○眞智委員

No.19の「薬物乱用防止の啓発・相談」については定量評価となっていますが、目標値はリーフレットの配布数のみとなるのでしょうか。令和6年度実績の欄には、相談件数190件と記載がありますが、こちらは評価には関係ないということになるのでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

所管課が不在のため詳細にお答えできませんが、リーフレットの配布数で評価しております。

○眞智委員

そうしますと、啓発・相談という項目の立て方についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

事業としては啓発と相談の両方を実施しておりますが、評価の指標としては啓発の部分だけとなっております。

○眞智委員

わかりました。私は薬物乱用防止指導員をしておりまして、先日、医療政策課の方がリーフレットを配布されており、他所でも配布すると聞きましたが、果たして啓発から相談に繋がるのか疑問に思いました。担当課がおりませんので細かくは申し上げませんが、相談数などと繋げていかないと、啓発としてリーフレットを配布しただけでS評価ということには疑問を感じます。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

ありがとうございます。担当課には、ご意見を伝えます。機械的に評価してしまっている状況がございまして、申し訳ございません。

○山下会長

今の質疑は、定量評価の評価数値をリーフレットの配布数としているが、事業名との関連で、相談についての評価設定をどうするのか、配布したこと自体がS評価という自己評価でいいのか、そうしたご意見でした。委員からS評価でいいのかという疑惑があったことをしっかりと担当課に伝え、次の計画策定においてこのままの事業名と目標値にすることについて検討することが重要です。この計画は、この分科会で議論するというよりは、外部の関係団体との審議により策定されると思いますので、推進状況について関係団体がどのような感想をお持ちなのかを踏まえて、分科会で提出していただきたいと思います。

特にNo.16の「重層的・包括的相談支援体制の構築」については、福祉まるごとサポートセンターにおいて14人の相談実績がありましたが、どのような相談展開がされたのかも実は重要です。再犯率が下がったかどうか数値を出すことが難しい現状であると思われるので、どういう相談が上がってきたかということと、福祉まるごとサポートセンターが抱え込むのではなく、基幹型の相談支援センターやあんしんケアセンターが先ほどの薬物乱用防止指導員の方などとどのようにネットワークを組んで、その方のサポート体制を作ったかが重要になります。こうした評価軸を外部団体が意見を出されると思いますので、審議会の方でも推進状況の他に、どのように千葉市でこうした方々のサポート体制が組まれて居るのかという観点でこの事業を見ていくというようなご説明をつけ、期待したいところで、この議題を終わらせてよろしいでしょうか。

(異議なし)

③支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）

○山下会長

それでは、続きまして、「議題（3）支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の令和6年度推進状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（地域福祉課・遠藤補佐）

地域福祉課の遠藤でございます。

議題（3）「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の令和6年度推進状況について」説明いたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

こちらの議題は、大きく分けて2つございます。1つ目は資料2を用いて、「支え合いのまち千葉 推進計画」について、2つ目は資料3を用いて、「成年後見制度利用促進基本計画」の推進状況についてのご説明となります。私からは資料2について、続けて、地域包括ケア推進課長の渡辺から資料3の説明をさせていただきます。

それでは、1つ目、「支え合いのまち千葉 推進計画」の推進状況について、お手元の資料2をご用意ください。

こちらは、市の取組みの令和6年度の推進状況でございます。

なお、地域の取組みを定めた各区支え合いのまち推進計画の推進状況につきましては、現在取りまとめ中ですので、次回の分科会でご説明させていただく予定です。

それでは、まず1ページをご覧ください。

こちらで資料の見方について簡単に説明させていただきます。

資料中央の表の左側から、「事業ナンバー」「事業名及び担当課」「評価分類」「評価」「取組内容」令和6年度の「予定・目標」「実績」「評価理由」、そして一番右側が「令和7年度の予定・目標」の欄となっております。

資料下の枠で囲んでいる部分、第5期計画の評価については、それぞれの事業・施策の内容によって、「定量評価」と「定性評価」の2つに分類、整理しております。

定量評価については、量的な目標を掲げ評価しております。その評価指標については、「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で、それぞれの達成度合いは記載のとおりです。可能な限り定量評価としておりますが、定量評価になじまないものについては、定性評価として、取組みの内容やプロセス等を評価しております。こちらも4段階評価としており、「◎」、「○」、「△」、「×」で、達成度合いは記載のとおりです。

続いて、2ページをご覧ください。

こちらには、第5期計画における基本理念、基本目標、それに基づく、3つの取組方針と9つの施策の方向を記載しております。

続いて、3ページの「市の取組み事業・施策一覧」をご覧ください。

こちらには、第5期地域福祉計画中間見直し版に掲載されている160の事業や施策を一覧にまとめ、それぞれの評価を記載しております。

資料下の枠で囲んでいる部分に、全 160 の市の取組みに関する評価を記載しております。

令和 6 年度の実施状況は、定量評価については、S 評価が 17 項目、割合で 19.5%、A 評価が 42 項目、割合で 48.3%、B 評価が 17 項目、割合で 19.5%、C 評価が 10 項目、割合で 11.5%、「目標に対する実績は令和 8 年度に確認することとなっているため評価できない」として評価対象外となった項目が 1 項目、割合で 1.1%となりました。定性評価については、「○」評価が 1 項目、割合で 1.4%、「○」評価が 68 項目、割合で 93.2%、「△」評価が 4 項目、割合で 5.5%、「×」評価が 0 項目となっております。

定量評価の S・A 評価、定性評価の ○・○ の割合は全 160 の取組みの 94.6% であり、概ね順調に進捗しているものと評価しております。

続いて、4 ページをご覧ください。ここからは、市の取組みの全項目を 26 ページにわたり記載しております。

各事業の実績と評価については資料のとおりでございますが、お時間に限りがございますので、お手元にお配りしております、右上に「資料 2（抜粋）」と記載された A3 の資料にてご説明させていただきたいと思いますので、ご準備ください。

まず、No. 7 「地域運営委員会の支援」です。

こちらは、将来にわたって住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設立及び活動を支援するものです。令和 6 年度は新たに 1 地区が設立され、計 18 地区で地域運営委員会が設置されています。令和 7 年度は、引き続き地域運営委員会の設立や活動を支援し、4 地区増を目指します。

続いて、No. 11 「いきいき活動外出支援事業」です。

こちらは、高齢者の社会参加促進を図るため、高齢者団体が実施する研修等の自主的な活動のために民間バスを借り上げた場合に、費用の一部を助成するものです。令和 6 年度は、利用団体及び利用者数ともに目標の半分以下のため、本取組みの周知に努め、利用団体及び利用人数の増加を目指します。

続いて、No. 53 「高齢者等ごみ出し支援事業」です。

こちらは、高齢者や障害者などごみ出しが困難と認められる世帯に対して、協力員によるごみ出し支援を行う団体を対象に活動費用の一部を助成するものです。令和 6 年度は、支援団体登録数が 8 団体増え、目標値を上回ることができました。

最後に、No. 97 の「福祉まるごとサポートセンターの運営」です。

こちらは、複雑化・複合化する地域生活課題に対し、分野・対象者の年齢、相談内容を問わず、福祉に関する様々な困りごとをまるごと受け止め、解決に向けたサポートを行うため、福祉まるごとサポートセンターの運営を行うものです。令和 6 年度は、相談支援事業に加え、支援が届いていない方に支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援を実施しました。令和 7 年度は参加支援事業を新たに実施し、本市における重層的・包括的支援体制の構築に取り組んでおります。

以上が、市の取組みに関する説明でございます。

○事務局(地域包括ケア推進課・渡辺課長)

地域包括ケア推進課長の渡辺です。

私からは、成年後見制度利用促進基本計画に係る令和6年度の推進状況を説明いたします。それでは、資料3をご覧ください。

市町村における成年後見制度の利用促進に関する計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において努力義務として、国の基本計画を勘案の上、策定することとされております。

千葉市においては、第5期千葉市地域福祉計画と一体的に策定する形で、令和4年度より開始し、令和5年度に中間見直しを行っております。

この計画においては、市の取組みとともに、成年後見制度の利用促進に関する地域の中核機関として位置付けている「千葉市成年後見支援センター」の取組みをあわせて計画に反映させております。

資料1ページをご覧ください。

こちらは、成年後見制度利用促進基本計画に基づく事業・施策一覧です。計画は大きく5つの施策の柱で構成し、この各施策に基づき、市及び成年後見支援センターの具体的な取組内容を定めています。

まず、定量評価の事業・施策については、3項目ございますが、S評価が1項目と、A評価が2項目となり、順調に推進されています。

次に、定性評価の事業・施策については、13項目ございますが、この全てが「○」評価となり、順調に推進されています。

定量評価の事業・施策の項目である「成年後見制度の普及啓発」については、成年後見制度の利用促進にあたり重要な取組みになるところですが、講習会の実施については計画どおりの実施でありA評価、また、パンフレット等による普及啓発については、パンフレットとチラシを計画数以上作成し、関係機関に広く周知を実施したことから、S評価としております。

次に、「市民後見人の養成・育成支援」については、市民後見人養成研修を2年間の研修期間としております。令和6年度は1年目の前期課程を実施し、25人定員のところ23人に受講いただいているところです。評価については、この23人が今年度実施している後期課程を修了したとした場合を踏まえ、A評価しております。

成年後見制度利用促進基本計画の推進状況の説明は以上でございます。

○山下会長

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。

挙手の上、発言をお願いします。

○駒野委員

2点ほどお願いがあり、発言させていただきます。

まず1つ目ですが、民生委員や福祉活動推進員など地域活動の中心となる人が不足しており、

地域の活動における担い手不足が1番の課題です。資料を見させていただくと、例えば、No.15「ちばし地域づくり大学校」では教育やリーダーを養成する取組みをしており、他にもNo.23「社会福祉セミナー」やNo.25「生涯学習センター」など、色々な所で色々な取組みをされていますが、その結果が地域に届くような仕組みをどうされたらいいのか考えています。大学校でも参加募集の依頼はありますが、育った人材が卒業後、地域活動に振り向けるような仕組みが必要かと思います。例えばシニアリーダー育成講座など目的別のものは2・3か月での講習があり、短いスパンで習得してやっていただけますし、地域づくり大学校はもう少し長いスパンでの講習があるかと思いますが、地域の問題となりますと、それを超えたところの視野が必要になってくるかなと思います。私は県の生涯大学校で2年間、地域活動学部で学ばせてもらいましたが、地域活動を中心になっている人はその地域で0.2%、1000人に2人ぐらいしかいないという話が印象に残っており、5年間地区部会長をしていますが、やはりそうかなと思うところがあります。生涯大学校には、千葉市のことぶき大学校の卒業生が結構いらっしゃって、ことぶき大学校では1年間の期間がありますので、学生自治会があり、学校の問題は自分たちが解決するという意識があるそうですし、企画についても一緒に学んでいくそうです。例えばシニアリーダー育成講座ですと企画ではなく市の施策について学ぶというような内容になりますので、地域づくり大学校なども含めて、長いスパンで教育をすることはできないでしょうか。

2点目はあんしんケアセンターについてです。私の住む白井地区は、面積は広いですが2,000世帯ぐらいしかなく、あんしんケアセンターがありません。隣接する更科地区も同様です。農家が多く、人が少ないために今の段階ではあんしんケアセンターを作っていただけないという状況ですが、地域には問題を抱えている方も多く、相談が増える可能性がありましたので、地域包括ケア推進課に相談をし、出張相談所を作っていました。若葉区の市民センターで相談業務を1ヶ月に1回、2時間ほどやっていただくような形で対応していただいております。それほど相談件数は多くないようですが、これから先を見据えるとやはり必要になってくると思いますので、今後も手厚いサポートをお願いできたらというところです。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

まず1点目の担い手不足につきましては、千葉市の担い手不足を育成するような講習などの施策が、実際に地域の担い手に繋がっているのかどうかのご指摘かと思います。当然、地域において活躍していただきたいということで施策をしておりますが、なかなか浸透していないところがあるかと考えますので、今後も引き続き、地域の担い手確保に繋がるように、いただいたご意見を参考に進めていきたいと思います。

○事務局（地域包括ケア推進課・渡辺課長）

駒野委員がおっしゃられたとおり、去年の7月からご要望をいただき、泉市民センターにて月1回、あんしんケアセンターの出張相談所を開設し、相談業務をさせていただいております。ただ、やはり相談件数自体はそれほどないということは私どもも把握しておりますので、我々とし

ましては、相談業務も進めつつ、以前から実施しておりますアウトリーチといった、電話でお呼びいただければ、ご自宅の方にお伺いしてお話を聞きに行くということもあんしんケアセンターでは行っております。柔軟な対応をお願いしたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○藤田委員

2点、お願いします。

1つ目は、地域運営委員会についてです。私が所属しているおゆみ野地区では、地域運営委員会がなくなってしまいました。私はその2年くらい前から前会長の代理で出席していたので、それほど会議には参加していなかったのですが、地域運営委員会がなくなるときはお互いの活動に対するリスペクトもないまま、これはもう継続できないといったようにとても残念な形でなくなりました。なくなってしまうと、1から作るのはすごく大変なことですので、私はなくなることに対しては反対ということで手を挙げましたが、私を含めて、もう1名しかおらず、解散になりました。もし地域運営委員会が理想的に働いてる具体例があれば、教えていただきたいと思います。今後、有志で何かできることがあれば、働きたいなと思いますが、終わり方があまりにも残念でしたので、理想が描けないというところがあります。

2つ目は、市民後見人の研修ですが、どのような方が受講されているのか伺いたいたいと思います。

○事務局（地域包括ケア推進課・渡辺課長）

まず2つ目のご質問についてですが、市民後見人の受講要件はありません。市民後見人をやりたいという方や認知症が進んでいる身内の後見人になりたいという方、勉強のために受講される方もいらっしゃいます。

○事務局（市民自治推進課・矢田課長補佐）

1つ目のご質問である、地域運営委員会についてお答えいたします。

現在、市内51地区中の19地区に地域運営委員会が設立されている状況ですが、理想的な活動というところで言いますと、それぞれ活動内容が違うため、一概には言い難いものの、例えば幕張ベイタウン地域運営委員会では子ども円卓会議の発案からイベントの開催に繋げるなどの取組みを行っております。ホームページでも公開されておりますので、それぞれの地域運営委員会の活動をご参考にしていただければと考えております。

○眞智委員

地域運営委員会にも目標値が設定されているということを初めて資料で拝見しました。平成33年度までに全市で設立をする方針だったかと思いますが、将来的な方針をお聞きしたいと思います。また、昨年度から市民自治推進課が研修を実施するなど設立を促してるので、私も

設立を考えて動いているところですが、担当課は市民自治推進課ですが設立に至る段取りやその後の支援は各区の地域づくり支援課になっており、どちらに責任があるのか見えにくいところがあります。ですから、市民自治推進課と地域づくり支援課が協力していかないと難しい面があると感じているところですので、その辺りの考え方をお尋ねしたいと思います。

○事務局（市民自治推進課・矢田課長補佐）

おっしゃるとおり、全庁的に進めていかなければならない取組みだと思っておりますので、地域の状況を把握している区と制度所管である市民自治推進課が連携して実施していくものと思っております。市民自治推進課でも地域に説明会をさせていただいている状況でございますが、さらに取組みを強化していく必要性も感じておりますので、今後、説明会の回数を増やしていくことや地域へのヒアリングも実施していきたいと考えております。

○武井委員

地域運営委員会がうまく働いている例がないのかというお話をありましたので、市民自治推進課がどれだけ掲めているのかわかりませんが、私の地域の例をお話しさうと思います。地域運営委員会が設立されると、今まで市から直接支払われていた補助金が統合され、地域運営委員会経由となります。地域運営委員会の事務的な経費が追加される程度で、あまり配分に差がありません。各団体の取組を把握し、必要な支援を地域全体で考えるところまで進んでいかなければ、あまり価値がないだろうと思います。例えば私の地域では、昨年度も青少年育成委員会を中心に、不審者が非常に出るということで、青色回転灯のパトロールを学校のある日に毎日3台以上出しています。それにかかる青色回転灯やプレートなどの費用は、市の補助金では足りないため、地区連協で少し余ったお金を回して支援をしています。そのように、お互いの団体をよく知りながら、地域全体で必要なことが見えてきて、不足しているときには補い合える、それが地域運営委員会の一番のポイントになると思います。そこによく少しき足を踏み入れることができるように段階にもなってきていますし、そういう地域がこれからもっと出てくるのではないかと考えています。

○藤田委員

まさにそれが理想ではないかと思います。ただ、何が問題なのかを議論できる土壌ができるおらず、ファシリテートできる人がいて、皆の意見を聞いて、皆で課題を解決していきましょうといった議論ができればよかったですけれども、それがやはり難しかったですね。お金が絡んでくると、色々あるんだなど、私も後半に少し関わっただけなので、あまり詳しいことは聞けませんでしたが、色々な人が色々な事を言っていて、なかなか私が首をつっこめるような状況ではありませんでした。武井委員がおっしゃる形が理想なんだろうなというのは私もわかります。

○駒野委員

地域運営委員会にしてしまうと、補助金が地域運営委員会にお金が入り、そこから配分をするために事務局を置く必要が出てきます。お金が関わると組織は難しいということで、白井地区では住民交流協議会という形で、民生委員などの9つの組織が緩やかに繋がり、地域の問題点などを協議しながら取り組んでいます。社会福祉協議会や育成委員会など組織が縦割りのため、補助金を誰がどう配分するのかを地域で担うことはでないような感じがしますので、そのため地域運営委員会ではなく、白井地区住民交流協議会として同じように取り組んでいるところです。

○山下委員

推進状況はご報告いただいた内容となります、地域運営委員会についてはその地域課題の共有化と重点化、できれば総合化もしていただきたい。どのように行政として支援をしていくのか、お話をあつた中で言いますと、ファシリテートする事務局の育成や、団体間のあつれきに挟まれた人のサポートなど、そういうたったスキルを自治体職員が持つことが公助であり、おそらく数値的なものだけでは弱いのではないかというのが、今出た意見の1つですし、一方では、そういうたった自治を既に進めており、それをさらに促進させるということが重要ではないかとの意見もございました。成年後見制度の市民後見人の育成については、今後、成年後見制度の改正を踏まえていますので、終わる後見という言われ方もされているように、一度ついた後見が将来まで続くわけではないという状況もこれから背景として出てきますし、特に家庭裁判所の連携をどう進めるかということ含めて、市民後見人だけではなく成年後見制度自体についても次回以降また議論があるかと思います。こちらもここで議論するというよりは策定された計画について皆さんからご意見をいただく形での審議になっていきますので、引き続きご注目いただきたいと思います。

この議題についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

④重層的・包括的支援体制の構築にかかる進捗状況について

○山下会長

続きまして、「議題（4）重層的・包括的支援体制の構築にかかる進捗状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(地域福祉課・石原補佐)

地域福祉課 福祉まるごとサポートセンターの石原でございます。

私からは、重層的・包括的支援体制の構築にかかる進捗状況について説明させていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。

福祉まるごとサポートセンターは名前が長いため、この後は、「福まる」という愛称を使わせていただきます。

それではスライド2をご覧ください。福まるの令和6年度相談実績です。

新規相談者数は横ばいですが、複雑化・複合化した問題で支援期間が長期にわたることもあり、相談対応件数は増加傾向が続いております。

続いてスライド3をお願いします。

複合的な課題については、8050問題がもっとも多くありました。

令和6年度からは、支援に拒否的な方へ支援を届けるためにご本人との信頼関係を形成する「アウトリーチ支援」を開始しまして、こちらの対象者は13人でした。

スライド4をご覧ください。

この後、6ページで参加支援の事例も出てきますが、いずれの事例も、実際の案件を参考に内容を整理した上で掲載していることを申し添えます。

それでは、いわゆるごみ屋敷状態の家で一人暮らしをする方のアウトリーチ事例です。

両親の他界後、ひきこもり状態で一人暮らしをする対象者は、支援拒否が強く、必要な支援が届いていない状態が続けていました。そこで、対象者の状態を心配した母の元支援者から、福まるに支援依頼が入りました。

自宅内はいわゆる「ごみ屋敷」状態で、庭は草木が生い茂っています。

この方は約30年間引きこもっており、両親の年金で生活する8050世帯の親亡き後の状態でした。

支援会議を経て、対象者との関係構築を目指してアウトリーチを続けていたある日、安否が確認できなくなりました。警察や消防を要請して家の中に入ってくれたところ、動けなくなっている対象者を発見しました。ご本人が救急搬送を拒否したため、この日は搬送されませんでしたが、この救急要請をきっかけに福まるの訪問を受け入れてくれるようになったため、足しげく通い、信頼関係をつくり、医療につながることができました。

今は入院中ですが、ご本人の希望する地域生活に向けてごみ屋敷状態になっている自宅の清掃や、成年後見制度の利用申請等、地域生活に必要な準備を進めているところです。

様々な方法でアプローチしても接触すらできずにいるアウトリーチケースが殆どの中、関係を作ることができたこの事例は、私たち福まるにとって、励みになっています。

続いてスライド5と6は、今年度から事業を開始した参加支援事業についてです。

スライド5をご覧ください。

昨年度のこの分科会の説明と重複するため、かいつまんで説明させていただきます。

事業展開の方法ですが、福まるで支援中の方を対象とする個別支援型です。既存の社会資源へのつなぎにとどめず、対象者のニーズを重視して、本人の自律につながるような地域資源を新たに開拓していきたいと考えています。

次のスライドは「参加支援の事例」です。

幼少期に被虐歴がある16歳の女の子です。親子関係や、進路が決まらないことを心配した学校から福まるに相談が入りました。最初は心を開かずしていましたが、対象者が興味のあることを糸口にして関係を作っていました。そのうちに、何かあると福まるに電話をくれるようになり、進学はしたくない、働きたいという意向を話してくれました。

就職活動を開始しましたが、中卒者の求人自体が少ないと等から苦戦しました。そんな折、作業所の空き定員枠での参加支援に興味を示し、見学直前まで話が進みました。

しかし、ちょうどその時期に本人が希望するアルバイトが見つかりましたので、いわゆる重層事業における参加支援という形ではありませんが、本人の望む形で社会につながることができたという事例でした。

社会福祉法 106 条の 3 は、市町村が包括的な支援体制の整備を努力義務としておりますが、それをを目指して福まるが行っている支援者支援の取組みをスライド 7 ~ 10 で紹介します。

時間の都合で説明は省かせていただきます。後ほどご確認のほど、お願ひいたします。

説明は以上となります。委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○山下会長

ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。

挙手の上、発言をお願いします。

○武井委員

福まるでアウトリーチ支援を進めるということで、これはぜひやっていただきたいんですけども非常に大変ではないかなということで、マンパワー的なことを心配していましたが、実績が13人と意外に少ないので、理由を教えていただきたい。併せて、どういった方が相談にいらっしゃるのか教えていただきたい。

○事務局（地域福祉課・石原補佐）

アウトリーチの必要性のある方をご紹介くださった方は、民生委員や近所の方、親御さんやその支援者の方など、そういった身近な地域の方々になります。実績が少ないというご指摘ですが、おっしゃるとおり、より多く対応できればいいんですけども、ご相談いただいたものに対して、何もしてないということではありません。ただ、法律上のアウトリーチ支援に当てはまる方を計上しているため、13人となっております。話もできず関わりを拒否している方をアウトリーチの対象人数として数えさせていただいておりますが、例えば、多少お話しはできるが外に出ていくことができない方などに対する支援は13人以外にも行っております。

○武井委員

マンパワー的に無理で抑えてるのかなと感じましたが、そうではなく、相談を受けたものについてはすべて対応していて、法律上の要件に該当する人数が13人ということでしょうか。

○事務局（地域福祉課・石原補佐）

そのとおりでございます。マンパワー的には、余ることはありますんが、今年度は職員数もわずかですが増えた状況です。

○駒野委員

地域活動をしていますと、問題がある時にこういった形で、一般化して具体的に事例を紹介していただけるのが非常にいいなと思いました。例えば認知症の方など個別の事例は、守秘義務ということで、民生委員になかなか教えてもらえないんです。それがこのように一般論で教えていただけだと、気づきも増えていきますので、ぜひ続けていただきたいなと思いました。

○山下会長

重層的・包括的支援体制については国も進めているところですが、国は理念と方針だけですので、どのように進めていくかを具体化していく必要があります。現在は福まる1か所で対応していますが、このままの体制で良しとせず、これからどう90万人口の中で、1か所の相談窓口と体制でやっていくのか、考えていく必要があります。90万人口中の相談件数1,024件の相談者のうち、本人家族が半数で、残りの割合が相談支援機関となっていますが、基幹型の相談支援センターやあんしんケアセンターなどの相談支援機関が、これに関連するような潜在的な支援ニーズを持っているのかどうか、次期計画に向けて調査をしていただきたい。国の定義に縛られる必要はないので、国のルールに当てはめた数値だけではなく、アウトリーチの体制がどのように進んでいるのか、実際にどのように進めていかを千葉市全体で考えて、あんしんケアセンターや基幹型の障害の相談支援事業所や生活困窮者支援との縦割りにならないよう、気をつけたほうがいいような感じがします。

そして、福まるが最後の砦となって全部を受け止めるのか、地区の相談機関に繋いでいくことにして、そうした相談員の養成をしていくのか、社会福祉協議会が地域づくりとの関係で「個と地域一体的支援」をどうするのかといった点も含めて、まだまだこの課題、途上ですので、引き続き私たちも注目して、ご報告を伺いたいと思います。

ありがとうございました。

○山下会長

様々なご意見をいただき、ありがとうございました。「重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況」につきまして、以上としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

⑤次期地域福祉計画の方向性（案）について

○山下会長

続きまして、「議題（5）次期地域福祉計画の方向性（案）について」事務局から説明をお願い

いたします。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

地域福祉課長の中田でございます。

議題（5）次期地域福祉計画の方向（案）について、資料5を用いて説明させていただきます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

現在の第5期地域福祉計画の計画期間は令和8年度までとなっていることから、令和9年度から開始する次期地域福祉計画の策定に向けて、内容の見直しを図つてまいりたいと考えております。本年3月に開催しました令和6年度第3回地域福祉分科会にて一度ご説明しておりますが、今回委員の改選があり、初めてご参加される委員もいらっしゃいますので、前回いただいたご意見を紹介しつつ、改めて次期地域福祉計画の方向性についてご説明させていただきます。

なお、今回はあくまで策定の方向性についてご審議いただくものでありますので、具体的な計画の内容等については、次回以降の分科会にてお示しさせていただくことを予定しております。

それでは、初めに前回の分科会でいただいたご意見の概要とご意見への対応の方向性をご説明いたします。

4ページをご覧ください。区計画のあり方に関するご意見として、地区部会への支援の必要性や地区部会の実情に応じた地域福祉活動の推進などに関するご意見をいただきました。

下の破線囲いの部分ですが、対応の方向性としましては、次期地域福祉計画においても、地区部会に推進主体としての役割を担っていただきたいと考えておりますので、地区部会の位置付けを変更する意図はないことを丁寧に説明したいと考えております。一方、地区部会の状況も地区によって大きく異なると伺っていることから、市社会福祉協議会と連携して地区部会の実情を踏まえた支援を検討するとともに、多様な主体が地域福祉活動の取り組んでいただける状況が望ましいと考えておりますので、どのように参画を促していくかについても検討しながら、次期地域福祉計画を策定してまいりたいと考えております。

次に5ページをご覧ください。他の計画との関係性に関するご意見として、市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画との関係性を整理すべきとのご意見や、地域福祉計画をいわゆる上位計画として実効性のあるものとするため、各個別部門計画に盛り込むべき地域福祉の要素を整理すべきではないかとのご意見がございました。

これらのご意見については、市社会福祉協議会と両計画を一体化できるのか、一体化する場合にどのような課題があるのかなどを協議し、同じ方向を向いてそれぞれの計画策定に取り組めるようにしたいと考えております。

また、庁内の各計画との関係においては、まずは各所管課に地域福祉計画について認識いただく必要がありますので、会議等を通じて丁寧に説明したいと思います。

次に6ページ、7ページについては、次期計画に盛り込むべき事項に関するご意見や計画の周知などに関するご意見をいただいたおりますので、ご意見を踏まえ、次期計画の骨子案、素案などを策定してまいりたいと考えております。

9ページをご覧ください。

9ページからは、第1期から第5期までの地域福祉計画の変遷をまとめたものです。

区計画と市計画の枠組みや、地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係性については、第1期計画から第5期計画に至るまで、大きく変わっておりません。

区計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、自助・共助を中心とした住民による参加・活動の計画であり、市計画は、地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、区計画の取組みを支援する公的施策や地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策（公助）を中心とする計画となっています。

11ページをご覧ください。

地域福祉計画における地区部会の位置づけについて整理したものです。第1期計画においては地区部会を推進主体として明記しておりませんでしたが、地域活動を促すため、第1期計画で地域福祉パイロット事業などを行った結果、大半が地区部会による取組みでした。事業の実施結果や第2期計画の状況を踏まえ、第3期計画からは地区部会を各地域（地区部会エリア）における取組推進の中核的組織として位置付けており、第5期計画においても同様となっております。

13ページをご覧ください。

ここからは、前回の分科会でご説明した内容となりますが、改めて簡単にご説明させていただきます。現在の地域福祉計画における主要課題として、大きく3つ挙げております。

まず、（1）地域の取組みの推進主体について、です。

第5期地域福祉計画では、様々な地域活動を推進する中心的な主体を地区部会と明記して位置づけております。

ただ、地区部会の実情は地域によって様々と伺っており、地区部会を中心としてまとまっている地区部会もあれば、推進主体として地域活動を網羅的に推進することに非常に苦労されている、あるいは負担に感じている地区部会もあるとのことです。

「考え方イメージ」に記載のとおり、あらゆる地域活動団体が地区部会のもとに集まり、プラットフォームとしての機能が成立している状態が理想的ですが、地区部会の成り立ちや扱い手不足などの背景により、地区部会を核とした体制になっておらず、自治会などの他団体と横並び状態にある、といったお声も伺っています。

加えて、そのような現状もあいまって、地域福祉計画は推進主体である地区部会だけが関わる計画であるため、地区部会ではない自分たちにはあまり関係ない、といった雰囲気があるということが、区との意見交換で改めて分かってきました。

14ページをご覧ください。

そのため、地域福祉計画は地区部会だけが関わる計画ではなく、地域で活動するあらゆる団体が、自分たちにも関係あるもの、参画すべきもの、という意識を持っていただけるように工夫していく必要があると考えております。

地区部会への支援は当然として、これからは負担を減らしていくためにも、様々な地域の活動団体にどのように地域福祉計画と繋がっていただくか、という点の検討が大切だと感じております。

す。

次に、主要課題の2つ目、(2)市計画、区計画、社会福祉協議会が策定する活動計画の関連性についてです。

5ページでも説明いたしましたが、特に地域福祉計画と市社会福祉協議会が任意に策定する地域福祉活動計画の関係性については、分かりにくいというご意見を以前からいただいておりますので、次期計画では整理が必要ということを記載しております。

15ページをご覧ください。

3つ目の主要課題として、(3)評価のあり方についてです。こちらも長年議論がなされており、特に地域の取組みについては、記載のとおり評価基準が不明瞭、あるいは、そもそも地域住民の自主的な地域の取組みを評価すること自体が馴染まないのでは、といったご意見をいただいております。

続きまして、16ページをご覧ください。

これまでの内容等を踏まえた、次期計画の大枠の考え方についてご説明します。

まず、(1)計画の構成について、1ポツ目にあるとおり、各分野別計画のいわゆる上位計画として内容の精査を行うとともに、2ポツ目、多くの地域でも行われると整理される地域の取組みを抽出し、概要を掲載する案を検討しております。

これらを計画に書き表し、3ポツ目、それらを支える行政や社会福祉協議会の施策を掲載し、地域の取組みに紐づけて見せていくべきだと思っております。

そして、4ポツ目、市全体の基盤整備に関わる内容を掲載し、最後に重層的・包括的支援体制の構築といった形で、地域共生社会についてまとめる、という構成案でございます。

続きまして、17ページをご覧ください。

(2)各区支え合いのまち推進協議会の役割について、ですが

推進協には、地区部会のメンバーの方を中心に、町内自治会連絡協議会など様々な団体に参画していただいているとあります。

地域で熱心に活動いただいている方に多く参加いただいているとありますが、現在は区計画の策定や進捗管理に時間を割かれてしまい、地域のプラットフォームとしての機能が薄れつつあることから、改めてその趣旨を発信していく必要があると考えております。

そこで、2ポツ目ですが、この推進協では、次期計画に掲載する共通的な地域の取組みを参考にしつつ、地域ごとの具体的な課題を話し合っていただき、それに基づく具体的な取組み実例を取り上げていただく、あるいは、取組みにあたっての課題、例えば資金の問題や扱い手の確保などについて意見交換していただくことで、実のある会議になるのではと考えております。

そして、そのような議論の内容を成果物として、「エリアごとの課題と取組事例集」のような形でリーフレットやパンフレット等にまとめ、区役所などに配架して市民の方に読んでいただくようなものが出来上がれば良いと考えております。

ただし、3ポツ目ですが、今も区ごとに推進協のやり方は多少異なる部分もあると思います。各区でやり方を考えていただくことは大事なことと考えておりますので、現在のやり方を継続し

ていくことは問題ないと考えております。

最後に（3）評価のあり方についてですが、次期計画における取組みの評価について、まだ詳細は決まっていませんが、基本的には、市民アンケート結果などのアウトカム評価を取り入れていくことを検討しております。

続いて、18ページをご覧ください。

今までお話してきた大枠を計画構成として落とし込んだスライドです。左側に章構成、右側にイメージ図を掲載しております。

左側の表にあるローマ数字は章数を表しておりので、イメージとしてご確認ください。

続いて、19ページをご覧ください。

こちらは、現在の第5期計画と次期計画の内容を章単位で比較したものです。

第5期における第4章「地域の取組み」と第5章「市の取組み」が、次期計画では取組項目1～1から3に分けて掲載するイメージです。

続いて、20ページをご覧ください。

こちらは、市計画部分について、変更箇所等をまとめたものです。

ここまで説明していない部分としては下から2番目の計画期間ですが、次期計画では令和9年度～令和14年度の6年間を検討しております。

他の項目については説明を割愛いたします。

21ページをご覧ください。

こちらは、現在の区計画部分の変更箇所等をまとめたものです。

こちらについても、基本的にはここまでで説明させていただきましたので説明は割愛いたしましたが、ひとつだけ、1番最後の社福審との関係について、これまで推進状況を自己評価して、こちらの分科会に報告する形をとっていましたが、次期計画においては、特徴的な取組みや課題等を報告するような形を検討しております。

22ページをご覧ください。

こちらは、次期計画の骨子案の内容を策定するにあたり、検討すべき事項をまとめたものです。先にご説明した内容を含め、この記載した事項以外にも検討すべき事項は多くございますので、検討にあたっての視点などを含めご意見いただけますと幸いです。

最後23ページをご覧ください。

今回の第1回分科会にて、可能であれば方向性についてご承認いただき、第2回の分科会から計画の骨子案について協議してまいりたいと考えております。

来年度にかけて次期計画策定に向けた協議を進め、令和9年度から次期計画がスタートできるよう取り組んでまいります。

説明は以上となります。よりよい地域福祉計画となるよう皆様からご意見賜りながら策定を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○山下会長

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。

挙手の上、発言をお願いします。終了予定は3時半ですのであと10分と少しとなります。もしご発言がかなわない場合、事務局から意見書を配付いたしますので、そちらもご活用いただきたいと思います。

○武井委員

認識的にものすごく相違があって、非常に問題だと思っています。

まず、10ページ「(2) 区計画において重点取組項目を市社会福祉協議会地区部会のエリア単位で設定」と記載されていますが、私の知っている限り、重点取組項目は全て地区部会単位で決めていますので、なぜこのような書き方をするのか、地区部会が決めるなどを嫌がって除こうとしているように思えます。

次に、第1期計画から第2期計画への変更点ですが、市と区の計画についてあまり大きな変化がないとのご説明でしたが、第1期計画の市の計画というのは、各区の計画推進のため、基盤整備と支援の具体策を明記しているのに対して、市の第2期計画は各担当課で関係しているものを全部網羅して入れており、これをもって市計画としているため、大きな変化をしているはずです。例えば、第1期計画においては市の取組項目を具体的に挙げていまして、社会福祉協議会地区部会の未設置地区の解消に向けた支援を行いますといった項目まで記載されています。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

大きな変更がないとは、全体の構成としては変わりがないという意味であり、個々の項目の変更点までは考慮しておりません。また、地区部会を除きたいといったような意図は全くございません。

○武井委員

他で地区部会以外が決めているところはあるんですか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

計画上にそのような記載があつたため、そのまま引用しております。

○武井委員

少なくとも中央区は地区部会で決めています。それから、先ほども言いましたが、第1期計画の市計画では、地区部会のないところを支援するための事業を市として実施しますと明確に記載されています。計画を推進するために必要な基盤づくりの項目や体制づくりの項目など、具体的な項目がかなりたくさん記載されていましたが、それが第2期計画以降は全部消えています。第2期計画からの市計画は、各担当課が行っている関係する項目を全部網羅するような形に変えて

いますので、考え方方が変わっていませんかと言っているんです。

○山下会長

質問ですが、10ページのスライドのどの辺が違うというご指摘なのか教えていただけますか。

○武井委員

大項目としてはこのような形になると思いますが、第1期計画からの基本的な考え方方が変わっているのではないかというころです。

○山下会長

第1期計画の内容と現行計画の内容について、特に市の取組みの部分が変わってるのではない
かというご指摘ですね。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

大きな変更がないという意味ですが、区の計画を支える取組みや地域活動を支える市や社会福
祉協議会の取組みと、それ以外の全体的な基盤整備の取組みを市計画に反映させており、そうい
った市計画の枠組みが当初から変わっていないということでご理解いただければと思います。内
容に変更があったことについては、おっしゃるとおりです。

○武井委員

もう1点お聞きしたいんですけども、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計
画の二本立てを、なぜ継続していかないといけないのでしょうか。一本化すれば、もっとすっき
りしてわかりやすいですし、市の計画を社会福祉協議会の計画と一本化していいのかといった議
論もあったように記憶していますが、インターネットで地域福祉計画を調べますと、地域福祉計
画は理念的なものや基盤整備で、実行する計画は地域福祉活動計画と書いてあることが多いんで
す。さらに、政令指定都市の状況を調べると、横浜市・静岡市・名古屋市・堺市・熊本市は一
体化しているので問題はないはずですが、分ける理由についてお聞きしたい。

○山下会長

16ページ「3-2 次期計画の考え方（1）計画の構成」について、重要なご指摘をいただきました。
まず、計画の構成としては、市計画と区計画の分けをなくし一体的に策定するということで、
区計画を見る市民がわくわくするような、また担い手不足の状況など重点的に各区の状況やひい
ては地区部会の活動の状況なども含めてわかるといったような書きぶりにしていくということで
構成されているように思います。先ほどの武井委員のご意見は、市計画と区計画を一体的に策定
した後に、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとしてはどうか、また事務
局内でそういった考えがなかったのかどうかというご質問でよろしいでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体化につきましては、現時点では結論が出ておらず、今後、地域福祉活動計画を策定する社会福祉協議会との話し合いが必要となります。政令市20市の中で、5市が一体化をしていることは承知しておりますが、地域福祉計画及び地域福祉活動計画は市によって作りがだいぶ異なっておりますので、千葉市に適したあり方を検討したいと思います。

○山下会長

事務局からは、水面下ではそういった議論があり調整をしているということでご報告をいただきましたので、次の会議までに、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することについての回答をいただきたい。初芝会長は職務代理ですので、常務理事や各区の所長など現場から抵抗があるとすれば難しいことですので、よく話し合っていただきたいと思います。一体的に策定するということは、混ぜ込んで一体的に作るということだけではなく、先ほどの地区部会の促進については地域福祉活動計画で社会福祉協議会が取り組んでいく、それを行政としてどういった基盤づくりをしていくか、地域運営委員会や各セクションとの関係など、地域福祉計画と地域福祉活動計画が一体的に、連携が図れているということでもあります。また、重層的・包括的支援体制は、専門職だけが相談にのるということではなく、国の方では、地域住民が相談にのつて解決していくまちを目指そうというのが、地域共生社会の目指すところであるという簡単ではない理念が示されているので、そこも含めて次期計画だけで解決することとは思っていませんので、10年ぐらいかかるかもしれません、体制をつくっていくことが大事ですので、社会福祉協議会の方がやらされてると思わず、大事と思ってくださるかどうかが重要であると、長年会長職を務めて感じているところです。私たち分科会の委員が社会福祉協議会の方々と対話していくことも大事だと思います。

一体的な策定については、武井委員のご指摘のとおり、少し時間がかかるかもしれません、方向性としては重要で、社会福祉協議会の地域福祉活動計画自体が随分変わっていくことになることが想定されますので、まず社会福祉協議会の内部で議論していただき、どこかでまたご報告をお願いします。

○眞智委員

一体的に策定することについては、初めてこの分科会に臨時委員として出席させていただったのでよくわからないんですけども、大変だと思いますがよろしくお願いします。

17ページにあります、「推進協=地域づくりについて話し合う場（プラットフォーム）であることを再周知する。」という部分につきまして、再周知とはどういった意味なのでしょうか。

○山下会長

こちらは、計画づくりを目的とせず、話し合ってその計画を実現するプラットフォームであるという、地域づくりのプラットフォームが目的であることを明確にするという趣旨で、私の方から事務局に意見させていただいたものです。

19ページをご覧いただきますと、次期計画の方向の具体的な案が書かれております。特に、新と書かれている「VI 重層的・包括的支援体制」は、先ほどの議題でも申し上げましたとおり、福まるの相談体制だけあればいいという話ではなくて、上位計画として位置する地域福祉計画において、90万人の千葉市でどのように拠点展開するかが、実はすごく大事なところですので、先ほどの出張相談はすごくいいなと思いました。出張相談にあんしんケアセンターの方がただ1人そこに行くのではなく、地域の方も実はそこに来てくださって、相談件数は少ないけれども、話し合う場になったり、福まるの方もそこに参画したり、基幹型の相談センターなど複数の相談機関で1つの出張拠点をつくるといふその地域の実情に応じた相談機関が大事だと思います。介護予防のことが大事だったり、認知症のことが大事だったり精神疾患のことが重要だったり、生活保護に関連する手前のところの支援が重要だったりと地域性も少し意識しながら、重層的・包括的支援体制について、どこまで作り込めるかが非常に重要で、専門職だけではなく地域の方々や地区部会の方を含めた、市民とどういう相談体制をつくっていくかを描いていかなければならぬので、なかなか前例のない計画になっていくと思います。地区部会の協力が不可欠になるでしょうし、民生委員や児童委員の役割分担や協力体制の整理なども含めて、第1期から第5期までの計画についての振り返りを押さえつつ、特に重層的・包括的な支援体制や担い手不足といった新たなテーマ設定で、少しづくわくするような内容にするといいと思います。担い手を増やすことだけでなく、健康を促進させるといった観点でアクティブな高齢社会を迎えることや、生涯大学校の学習の場から活動の場に展開するようなカリキュラムに変えていくことで、地域の活動に繋げていただきたい。

次回以降の会議については、今期の計画の振り返りとともに、社会福祉協議会では地域福祉活動計画の宿題が出ましたので、事務局と次期計画の策定に向けて進めてまいりたいと思います。

他にご意見がありましたら意見書にご記入いただきたいと思いますが、基本的にこの方向性についていただいたご意見を踏まえ、会長の私の方で預からせていただき、事務局と協議して確定していく方向で次の会議に臨んでよろしいでしょうか。いただいたご意見をしっかりと受けとめつつ次の議題として展開してまいりたいと思います。

(異議なし)

(5) その他

○山下会長

ありがとうございました。

続きまして、次第の4「その他」に移りたいと存じます。

事務局から何かござりますか。

○事務局

ありません。

○山下会長

他には何かございますか。

ないようでしたら、ここで事務局に進行をお返しします。

(6) 閉会

○事務局（地域福祉課・石川主査）

山下会長、ありがとうございました。最後に、事務局から5点ほど連絡事項がございます。

1点目は、配付資料の取扱いについて、でございます。

地域福祉計画と再犯防止推進計画の冊子につきましては、机上に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

2点目は、本日の委員報酬について、でございます。9月下旬頃に、ご指定の口座にお振込させていただく予定です。千葉市への登録口座を変更される場合は、事務局までご連絡ください。

3点目は、会議録の取扱いについて、でございます。

本日の議事録は、事務局が作成し、一旦、委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。

その後、会長に議事録へ署名をいただき、正式な議事録として確定し、市ホームページ等で公開いたします。

4点目は、今後の分科会の日程について、でございます。

今年度は、残り2回の開催を予定しており、第2回目は11月下旬頃、第3回目は3月下旬頃を予定しております。詳細な日程につきましては、決まり次第、通知をお送りさせていただく予定ですので、引き続きよろしくお願いいたします

最後に、駐車券について、でございます。今月から本庁舎駐車場の無料措置の方法が変更となり、従来の押印処理の代わりに認証機での処理が必要となりました。駐車券をお持ちの方で、まだ事務局にて無料化の処理をされていない方は、事務局までお声がけください。

事務局からの連絡は以上となります。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。